

CS-11

火砕流で被災した大野木場小学校校舎現地保存構想の実現に向けての動き

長崎大学大学院 学生員 ○山本幹広
長崎大学工学部 フェロー 高橋和雄

1. まえがき

警戒区域に含まれていた深江町立大野木場小学校校舎は平成3年9月15日の火砕流で焼失した。しかし、鉄筋コンクリートの校舎の本体には、倒壊などの被害はなかった。明治15年創立110年の伝統を持つこの小学校は、今回の噴火災害で唯一の被災校となった。火砕流で被災した校舎を現地保存し、災害遺構として学習体験の資料として、ひいては火山観光資源として地域の活性化に活用としようとする災害復興計画が策定された。しかし、砂防指定地に校舎の敷地が含まれたため、保存に向けての課題が多く、保存構想実現に向けて、関係者の間で協議続けられた。本報告では、保存構想の実現までのプロセスを紹介する。

2. 大野木場小学校の焼失と深江町復興計画

大野木場地区の再生にあたって、新たな校舎を軸に地域作りを進める被災校舎の現状保存を望む声が出てきた。

「大野木場小学校は公共の建物としては、唯一の火砕流被災物である。大野木場地区の住民が親と子が、時間空間を越えて共有した学びの場、地域のコミュニティの役割を果たしてきた被災校舎を、今回の災害の教訓と全国から寄せられた善意を胸に刻むメモリアル施設としたい」。このような考え方が平成3年12月15日に発足した大野木場復興実行委員会の活動を通じて集約されてきた。この結果、平成5年5月に公表された深江町復興計画には大野木場復興実行委員会の案が取り入れられ、大野木場災害メモリアル拠点構想として位置付けられた。小学校校舎を現況保存し、周辺部を観光公園化し、体験・学習型観光できる場に整備する構想である（図-1）。

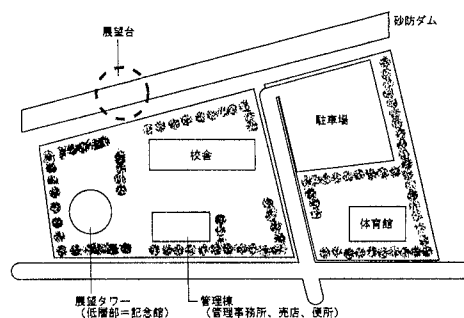


図-1 大野木場小学校災害メモリアル構想

3. 校舎敷地が砂防指定地

大野木場小学校がある大野木場地区は警戒区域に含まれて、平成7年夏まで立ち入りが制限された。この間、平成4年2月22日に公表された砂防計画の基本構想で、水無川2号砂防ダムの袖部にあることが判明し、平成5年9月3日付で建築基準法と長崎県の条令によって、小学校の敷地が砂防指定地に含まれた。砂防指定地に小学校が含まれたことにより、事業用地として学校用地が買収されるために、建前からすると公共買収の後に「取り壊すか」、「地域外に移転するか」の2通りとなる。平成6年5月末に大野木場地区の地権者などを中心メンバーに普賢観光協会が設立された。同協会は大野木場小学校の被災校舎を中心に、観光と農業をミックスした開発計画の策定を始めた。平成6年9月8日に同協会は深江町議会に「火砕流被災建物である大野木場小学校の保存及び周辺部の観光公園化を求める意見提出に関する請願」を提出した。

4. 各種の検討委員会による検討

（1）雲仙普賢岳砂防指定地利活用検討委員会 大野木場小学校被災校舎の現地保存の要望は、建設省の本省、九州地方建設局、現地の雲仙復興工事事務所および長崎県に対してなされた。建設省は砂防指定地の利活用の課題を整理するために、雲仙普賢岳砂防指定地利活用検討委員会を設置した。平成8年3月に砂防指定地の利活用方策として砂防指定地は防災機能の発揮を第一義に、学習・体験の場としての機能やオープンスペースとしての機能を複合的に持たせることで、砂防指定地の広域的位置付けと役割を明らかにした。

砂防指定地の利活用のガイドラインができたが、大野木場小学校被災校舎が砂防ダムの袖部にあるために、

キーワード 火砕流、火山災害、災害遺構、小学校

〒852-8521 長崎市文教町1-14 長崎大学工学部社会開発工学科 TEL(095)848-9639 FAX(095)848-9639

他の利活用計画と性格が異なる。また、砂防指定地内に建物を残して維持管理した前例がないことが判明した。砂防事業の学習・体験の場として砂防事業の管理のための物置、倉庫、監視などの設備としての位置付けなどの可能性を探りながら、砂防事業の具体的な計画（2号ダムとの関係）、砂防事業の枠内での保存事業への協力のあり方、他の用地買収への波及時の対応、校舎本体の保存方策と利活用形態、周辺の整理、事業主体、維持管理主体などを詰めていかないと、この問題を解決は出きないことがはっきりしてきた。このため、利活用の委員会内に専門部会が設けられた。

（2）大野木場小学校保存問題専門部会 建設省雲仙復興工事事務所、長崎県（島原振興局、土木部砂防課）の実務者が出席する大野木場小学校専門部会が平成8年3月に開催された。ここで、砂防指定地内で小学校校舎を保存する場合の問題として、図-2に示すような課題が整理された。

深江町は具体的な役場内の合意形成、地域住民の合意、保存の範囲、利活用方針、維持管理周辺の整備のあり方などについて、復興計画策定以後に具体的な内容は詰めていなかった。このため、深江町の大野木場小学校被災校舎および周辺部の利用に対する方針がはっきりさせるために、深江町に検討委員会を設置し、具体的な被災校舎の保存の範囲、利活用形態および維持管理への取組みを行なうことになった。

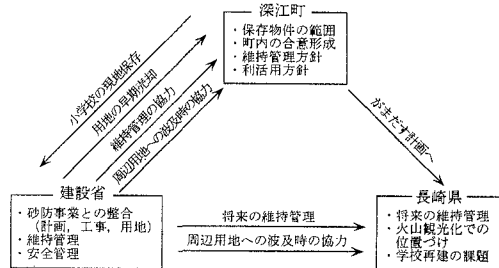


図-2 大野木場小学校保存を巡る課題

（3）深江町立大野木場小学校「被災校舎」現地保存構想検討委員会 平成8年5月に深江町教育委員会内に、同上の委員会が設置された。町長および助役が委員会委員として参加し、役場内の計画の策定と関係者との合意形成を図りながら、被災校舎の保存、周辺部の整備や維持管理の主体を決定するように役割を付した。この委員会の議論を通じて平成10年3月に以下に示す合意が得られた。

保存目的として、① 火山災害を継承するための祈念碑とする。② 防災、特に砂防学習の拠点として整備し、結果的には地域の観光事業に資する。

保存に係わる基本方針として、① 学校用地の買収を前提とする。② 保存する施設は被災校舎のみとする。体育館、プール等は保存しない。③ 保存する場所は現在位置とする。④ 保存の範囲は校舎全体とする。

保存計画などについては、① 保存校舎を外部から見学できるようにする。② 被災校舎前の校庭は、祈念公園として整備する。③ 見学者のために、校舎周辺に駐車場を整備する。④ 国道57号線からアクセスできるように道路網を整備する。

事業主体として、① 校舎の初期整備と維持管理は深江町が行う。② 校舎などの周辺整備は建設省が行う。校舎の初期整備費と維持管理費を見積もるために校舎の強度および耐久性の調査が行なわれた。この結果、校舎のコンクリートの強度の低下は問題ないようである。

（4）水無川2号砂防ダムに発注に係わる「大野木場小学校」の取り扱い 平成8年1月に水無川上流域の警戒区域が解除されると、水無川2号砂防ダムの建設予定地の詳細な地形測量や地質調査が行なわれた。この結果、当初計画されていた背割堤の設置が不要になった。この結果、被災校舎はダム本体の設置や施工にとっても障害にならないことが判明した。被災校舎の現地保存が物理的に可能になった。

平成9年2月には、雲仙普賢岳砂防指定地利活用構想検討委員会が行なった公聴会の見発表には、大野木場小学校の被災校舎の現地保存が含まれていた。深江町の委員会の結論が出ていないが、具体的な保存の内容や法的な問題等については今後、深江町および関係機関で調整することを前提に、条件付きで利活用構想の中で災害メモリアルの中核として、学習・体験の場に保存を位置付けて利活用構想に取りまとめられた。

5. まとめ

水無川2号砂防ダム計画発表や利活用構想の取りまとめによって、校舎保存の見込みが立ち、事業主体がほぼ決まった。今後、実現に向けて関係者の努力が望まれる。